

(別紙) 新旧対照表

新	旧
<p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>(1) 道整備交付金を活用する事業 略</p> <p>(2) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道……………昭和52年2月に事業認可 ・農業集落排水……………平成9年4月、平成13年4月、平成19年1月に、事業採択の通知を国より受けている。 <p>[事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも勝山市 <p>[施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽 <p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 勝山市鹿谷町地区・荒土町地区・野向町地区・遅羽町地区・平泉寺町地区の一部 	<p>5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>(1) 道整備交付金を活用する事業 略</p> <p>(2) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道……………昭和52年2月に事業認可 ・農業集落排水……………平成9年4月、平成13年4月、平成19年1月に、事業採択の通知を国より受けている。 <p>[事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも勝山市 <p>[施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽 <p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 勝山市鹿谷町地区・荒土町地区・野向町地区・遅羽町地区・平泉寺町地区の一部

- ・農業集落排水施設 勝山市北郷町地区・荒土町地区・平泉寺町地区・遅羽町地区の一部
- ・浄化槽 勝山市荒土町地区・野向町地区・平泉寺町、北郷町地区の一部、北谷町地区

[事業期間]

- ・公共下水道（平成 17～21 年度）、農業集落排水施設（平成 17～21 年度）、浄化槽（平成 17～21 年度）

[事業費]

公共下水道	事業費 734,000 千円
<u>(うち交付金 367,000 千円)</u>	
農業集落排水施設	事業費 1,229,170 千円 (うち交付金 614,585 千円) 単独事業費 151,200 千円
浄化槽（個人設置型）	事業費 8,602 千円
<u>(うち交付金 2,867 千円)</u>	
合計	事業費 1,971,772 千円
<u>(うち交付金 984,452 千円)</u>	

単独事業費 151,200 千円

[整備量]

- ・公共下水道 Φ150～200 10,411m
- ・農業集落排水施設 Φ150～200 12,327m
(うち単独 Φ150～200 2,107m)

- ・農業集落排水施設 勝山市北郷町地区・荒土町地区・平泉寺町地区・遅羽町地区の一部
- ・浄化槽 勝山市荒土町地区・野向町地区・平泉寺町、北郷町地区の一部、北谷町地区

[事業期間]

- ・公共下水道（平成 17～21 年度）、農業集落排水施設（平成 17～21 年度）、浄化槽（平成 17～21 年度）

[事業費]

公共下水道	事業費 714,000 千円
<u>(うち交付金 357,000 千円)</u>	
農業集落排水施設	事業費 1,229,170 千円 (うち交付金 614,585 千円) 単独事業費 151,200 千円
浄化槽（個人設置型）	事業費 8,459 千円
<u>(うち交付金 2,819 千円)</u>	
合計	事業費 1,951,629 千円
<u>(うち交付金 974,404 千円)</u>	

単独事業費 151,200 千円

[整備量]

- ・公共下水道 Φ150～200 9,901m
- ・農業集落排水施設 Φ150～200 13,947m
(うち単独 Φ150～200 2,107m)

処理場 3カ所

(うち単独 場内整備 2カ所)

- ・浄化槽（個人設置型）20基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 900人、農業集落排水施設 910人、浄化槽 60人

処理場 2カ所

(うち単独 場内整備 2カ所)

- ・浄化槽（個人設置型）20基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 900人、農業集落排水施設 910人、浄化槽 60人